

茂原市自治会における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

第1 はじめに

1 ガイドラインを策定する趣旨

このガイドラインは、防犯カメラの有用性に配慮しつつ、個人情報の保護に関する法律の趣旨に則り、撮影された個人のプライバシーの保護を図るために、自治会が防犯カメラを設置する際に自主的に実施すべき事項を定めたものです。防犯カメラの設置及び運用にあたっては、このガイドラインを参考に適切な措置を講じてください。

2 防犯カメラと個人のプライバシー

人には、自己の容ぼうや行動をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由（プライバシー）があり、また、防犯カメラに記録された個人の画像で、特定の人物と識別することができるものは、個人情報となります。

このため、撮影された画像の取り扱いに十分に留意しつつ、犯罪防止に役立てるよう、防犯カメラの適切な設置及び運用を行ってください。

3 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

このガイドラインでいう防犯カメラとは、道路、公園・広場等、不特定多数の人が利用する施設や場所において、犯罪防止を目的とし、継続的に設置・撮影するもので、かつ、画像記録装置を有するものです。

※マンション・アパート等共同住宅の敷地内、不特定多数の人の出入りが想定されない場所をもつばら撮影している場合は対象外となります。

第2 防犯カメラの設置及び運用にあたっての留意事項

1 設置目的の明確化

防犯カメラを設置し、運用する場合は、犯罪防止などの設置目的を明確にしてください。

2 設置場所と撮影範囲

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、設置場所、撮影範囲を最小限としてください。

また、住宅内部などの私的空間が映らないようにしてください。

3 カメラ設置の表示

防犯カメラの設置及び運用にあたっては、あらかじめ防犯カメラが設置されていることを周知するとともに、犯罪を抑止する効果を高めるため、撮影対象区域内又は撮影区域の出入り口付近に、

防犯カメラを設置していることを分かりやすく表示してください。

4 管理責任者の指定

防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理、運用を適正に行うため、管理責任者を指定してください。

5 画像の保存・取扱い

防犯カメラの画像が外部に漏れることのないよう、一定のルールに基づき慎重な管理を行ってください。

(1) 取扱担当者の指定

防犯カメラの設置者は、必要と認める場合は、防犯カメラ、モニター、録画装置等の操作を行う取扱担当者を指定してください。

(2) 画像の保存期間

画像の漏えい、滅失、き損、流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間はできるだけ短期間とし、概ね1箇月以内で必要な保存期間を定め、不必要な画像の保存は行わないでください。

(3) 画像の厳重な保管

録画装置、画像を記録した記録媒体（CD-ROM、DVD、メモリーカード、外付けハードディスクなど）やパソコンについては、管理責任者や取扱担当者以外の者による操作や盗難防止のため、防護された場所で厳重に管理し、「7 画像の利用・提供」に定める場合を除き、外部へ持ち出しができないようにしてください。

また、インターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、画像が外部へ流出しないよう、必要な措置を講じてください。

(4) 画像の消去

保存期間が終了した画像は、速やかに消去してください。

また、記録媒体は廃棄する場合には、記録された画像の読み取りが行えないよう、破碎や裁断等の物理的な処理を行ってください。

(5) 画像加工の禁止

画像は撮影された状態のまま保存し、加工したものを保存しないでください。

6 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び取扱担当者は、防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報をみだりに第三者に漏らしてはなりません。

このことは、管理責任者等でなくなった後においても同様とします。

7 画像の利用・提供

防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し又は提供してはな

りません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

ア 法令の規定に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査目的による要請を受けた場合

この場合において、捜査機関が画像等の提出を求める時は、文書によるものとする。

ウ 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

また、画像の提供にあたっては、提供日時や提供先、提供した画像の内容、提供目的、理由などを記録するなどの基準を定め適正に運営してください。

第3 設置者の責務

1 管理運用規定

(1) 管理運用規定の作成

防犯カメラの設置者は、当該防犯カメラの設置及び管理運用について、このガイドラインの内容に沿った管理運用規定を作成してください。

(2) 管理運用規定の遵守

設置者は、管理責任者及び取扱担当者に対して、このガイドライン及び自ら定める管理運用規定を遵守させるとともに、必要に応じて研修を実施するなど、適正な指導を行ってください。

また、防犯カメラの運用業務を委託する場合には、委託業者にこのガイドライン及び管理運用規定を遵守させ、適正な運用をさせてください。

2 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問合せには、迅速かつ誠実に対応してください。

3 防犯カメラの保守点検と撤去

(1) 保守点検

設置者は、防犯カメラに係る機器を定期的に点検し、修理、修繕等を行ってください。

(2) 撤去

設置者は、防犯カメラの運用を廃止する場合、責任を持って撮影装置や設置表示等を撤去してください。